

商工会と一体となって販路開拓に取り組む 費用の2/3を補助します

公募
開始

小規模事業者持続化補助金の申請を受付け中!!

- 本事業は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者の地道な販路開拓等の取り組み(例：新たな市場への参入に向けた売り方の工夫や新たな顧客層の獲得に向けた商品の改良・開発等)や、地道な販路開拓等と併せて行う業務効率化の取り組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

募集
期間

第2回受付締切：令和2年6月5日（金） [締切日当日消印有効]

第3回締切：令和2年10月2日（金）／第4回締切：令和3年2月5日（金）

（申請書類一式は、郵送等によりご提出ください。持参は不可。）

補助 対象 者	商工会の管轄地域内で事業を営む小規模事業者（個人・法人）							
	<table><tr><th>業 種</th><th>常時使用する従業員数</th></tr><tr><td>商業・サービス業（宿泊業・娯楽業以外）</td><td>5人以下</td></tr><tr><td>サービス業のうち宿泊業・娯楽業</td><td>20人以下</td></tr><tr><td>製造業・その他</td><td>20人以下</td></tr></table>	業 種	常時使用する従業員数	商業・サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	5人以下	サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下	製造業・その他
業 種	常時使用する従業員数							
商業・サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	5人以下							
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下							
製造業・その他	20人以下							
補助対象 事 業	経営計画に基づき、商工会の支援を受けながら行う、小規模事業者による創意工夫を凝らした地道な販路開拓とあわせて行う業務効率化等に取り組む事業							
補助率等	補助金上限額 50万円 （補助率 2/3）							
	※創業支援等事業の支援を受けた事業者：上限 100万円 買い物弱者対策等の事業を行う事業者：上限 100万円 ※複数の事業者が連携して取り組む共同事業の場合：上限 100万円～500万円 （支援小規模事業者数による）							
補助対象 経 費	①機械装置等費 ②広報費 ③展示会等出展費 ④旅費 ⑤開発費 ⑥資料購入費 ⑦雑役務費 ⑧借料 ⑨専門家謝金 ⑩専門家旅費 ⑪設備処分費 ⑫委託費 ⑬外注費							

加点項目

※なお、今回の公募にあたっては、上記の補助上限額引き上げ措置のほか、(1)新型コロナウイルス感染症による経営上の影響（従業員等の罹患による直接的な影響、感染症に起因した売上減少による間接的な影響）を受けながらも販路開拓等に取り組む事業者 (2) 賃上げの計画を有し、従業員に表明している事業者 (3) 事業承継の円滑化に資する取組を重点支援する観点から、代表者が満 60 歳以上の事業者であって、かつ、後継者候補が中心となって補助事業を実施する事業者 (4) 生産性の向上（経営力強化）の取組を行っている事業者 (5) 地域未来牽引企業または、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者 (6) 過疎地域という極めて厳しい経営環境の中で販路開拓に取り組む事業者についても、重点的な支援が図られています。